

(2) 北京「胡同・四合院」におけるコミュニティリノベーション

大矢根 淳 (本学文学部助教授/北京日本学研究中心派遣専家)

はじめに

本報告はシンポジウム一日目の最後にプログラムされていた。専大社研からは私、中国社会科学院からは李国慶氏の二人が、内容的には相補う形で60分ずつ二本の報告をする予定であったが、それまでの一日目各報告に伴う質疑がことのほか白熱し、結果として私と李国慶氏二人の報告を60分以内、その中で15分の質疑時間を確保するとして二人の報告を45分以内で納めるようにとの指示が進行係から告げられたので、急遽、二人の報告内容を事前配布のレジュメとは大きく変更して行うこととなった。

李国慶氏の当初の報告予定内容は、このシンポジウムに先立つ3月4日、社研が氏を生田の研究所に招いて開催した研究会での報告内容と重なる部分が多かったので、その内容については社研叢書に執筆していただく機会を模索することとして、今回のシンポジウムでの氏の報告は、私の報告で触れる1～2の中国・北京の事例について氏に手持ちのビジュアルな諸情報を提供していただくという位置づけとなった。

また、この二日にわたるシンポジウムの後、3月16日、17日の両日、二人の報告内容に関わるフィールド、インフォーマントを訪問する現地視察を企画してあったので、45分の二人の報告で尽くせない論点はその現地視察に参加していただくことで補うこととした。そこで私の報告は以下のように1.および2.について触れることとした。本稿では後日の現地視察の概要を若干含めて、以下のような構成を取らせていただくこととする。

はじめに

1. 北京の「胡同・四合院」再開発を検討する都市社会学的視座
～「都市リノベーション」概念をめぐって
 2. 「胡同・四合院」研究の現在地点
 3. 胡同・四合院、街道・社区の現地視察
- むすびにかえて

そこでここではまず、北京における「胡同・四合院」再開発問題とは何か、そもそも「胡同・四合院」とは何か、簡単に紹介しておきたい。

「胡同」とは北京特有の昔ながらの路地である。北京には何千筋もの胡同が張り巡らされ、紫禁城の周りを取り囲んでいる。その大部分は元、明、清の三代の王朝期に形成された。

胡同の中の建物は、そのほとんどが「四合院」と呼ばれる建築様式をとっている。これは中央に庭を囲んで、東西南北の四方に四棟の家屋を対称的に配置した閉鎖的な構造の屋敷で、住人の社会的地位の高低貴賤によって簡素大小の別がある。高官や富商の大きな四合院は造りも豪華で、中庭には渡り廊下がめぐらされ、梁には彫刻、棟木には絵がほどこされ、さらに前庭や後庭も備えている。だが一般庶民の小さな四合院は構造も単純で、門は狭く壁も低い。胡同とはつまり、こうした大小様々の、軒を接して連なる四合院の間を走っている通路のことを言う。採光の便を図って贅沢な四合院の母屋はみな北側に位置して南向きに建てられ、その結果、胡同の多くは東西に走っている。さらに来往の便を図るため比較的大きな胡同の間には南北に通じる小さな胡同がたくさんある。

元の時代のものも多数現存し、それらは築700余年を数えるという。今多くの人が住んでいる四合院はおおよそ100～400年ほど前に建てられたもの、すなわち明、清の時代の建造物である。北京の胡同の数は、明の時代にすでに1,200本、1950年代には2,550本を数え、現在名前が残っているものは約4,000本と言われている。

新たに形成された胡同の多くは城外（旧市街）に集中し、その建築様式も雑然として秩序がなかった。民国時代、中国社会はきわめて不安定な状態にあり、うち続く内戦、度重なる外侵によって北京市の環境も荒れるに任され、胡同は廢墟の一途をたどり、もともと一家族で住んでいた四合院のあらかたは、複数の所帯が雑居する「雑院」に変わっていった。中華人民共和国成立後、胡同は従来の基盤の上にある程度の整備がなされたが、その後十年にわたる文化大革命によっておびただしい数の胡同の貴重な歴史・文化遺跡が人為的破壊を蒙った。伝統的な四合院が「雑院」に変容していき、外侵、文化大革命によって荒廢が進み、それが究極の建て込みに至る場合、それらはしばしば「大雑院」呼称されている。

さて、ここ十数年の改革開放は北京にも大きな変化をもたらし、多くの胡同がブルトーカーに押し潰され、モダンな現代建築（マンションなどの高層建築）がそれに取って代わり、住民も次々に新築のビルに移っていった。とはいえ、胡同は今なお、北京市内の三分一の面積を占め、1,000万を超える北京市全人口の約半数の人々がここで暮らしている。そしてそのうち今回、再開発の対象となっている市街地の住民は100万人をこえるという。北京市ではこうした古い煉瓦造りの民居を「危険老朽家屋」と指定して取り壊しの対象としている。2008年北京オリンピック開催までには近代的な高層ビルが林立する大都市街に造りかえるという国家的な大事業の一部である。その一方で、居住権という人権問題としてというよりは、文化財保護としてこれを残していこうという議論もまた市内で起こっている。「北京歴史文化保護計画」がそれで、2002年9月にとりまとめられた。この計画によって保護される街区は全40カ所でそのうち30カ所は旧市街地であり、1,278haでそれは旧市街地面積の21%にあたるという（大矢根2003）。

1. 北京の「胡同・四合院」再開発を検討する都市社会学的視座

～「都市リノベーション」概念をめぐる

1-1. 都市リノベーション

北京の「胡同・四合院」再開発問題を都市社会学における「都市リノベーション」という概念で読み解いてみようという提案が今回の報告の一つの目的であった。

そもそもこの renovation という単語は、都市研究・政策の現場で、都市基盤の「修復・更新」という意味で使われ、それは地元の駅前「再開発」から「国土計画」（一極一軸型（一極集中）から多軸型国土構造への転換）までを包含する広い概念として使われてきた。全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」（五全総 1998）の国土計画4大戦略（多自然居住地域の創造／大都市のリノベーション／地域連携軸の展開／広域国際交流圏の形成）の一つとして広く知られるようになってきた言葉である。

1-2. 事前復興と新保守主義都市化戦略

日本ではこれが発表された1998年現在、平成不況のまっただ中にあるはずが、東京ではどこもかしこも再開発事業が目白押しで（新築の超高層マンションはどれも建築完成前に販売開始され即日完売である）、東京の不動産・建築業界は好況を呈していた（都心回帰プログラム）。これは五全総の発表（1998年）に先立つ1997年、東京都が採用した「事前復興」という概念を含む「生活都市東京構想」に負うところが大きい。

ところでこれまでも、特に20世紀終盤・1990年代に「都心回帰プログラム」が新保守主義的都市開発構想として批判されてきた経緯がある。都市の行財政についての国際比較研究の中から、欧米における1970年代の福祉国家的都市政策、80年代の新自由主義的・新保守主義的都市政策への展開を俯瞰して、そこにおいては、手続き面において都市計画決定、事業決定、建築許可の迅速化・簡素化が、内容面において市場（民間事業者）主導の開発に好意的で都市計画が経済政策に従属している様が指摘されていた。翻って1990年代後半の日本を眺めて、そこに新保守主義的都市開発構想の展開が読みとられて来た。

バブル経済の清算・経済再生戦略とカップリングされた日本の都市構想とはいかなるものであったのか。それは、「職住近接」＋「ゆとり」＋「防災」イデオロギーによって正当化されるアッパーミドル層重視（企業本社・金融保険・対事業所サービス業等の特定産業）の都市改造で、業務機能更新、高層マンション建設・道路整備に傾斜して既存の密集市街地・「地方」に対する軽視がみられるという。それは経団連「新東京圏の創造」（1998年）、建設省・東京都「都市構造再編プログラム」（1998年）、小渕内閣・経済戦略会議「経済再生への戦略」（1998年）に貫か

れている論点である。このことは具体的に東京という場について、さらに防災（都市の危機管理）という領域から眺めてみると、より明瞭となってくる。

東京都では「生活都市東京構想」（1997年）を著しているが、これが阪神・淡路大震災の後に出されていることに留意したい。同構想はその3カ年実施計画である「重点計画」（1997年）、その改訂版である「改訂重点計画」（1998年）と展開されているが、その計画事業費配分の機軸は「生活環境施設」（9.6%）、「地域福祉」（7.8%）、「住宅事業」（4.6%）ではなく（このようにある程度の配分はなされているものの）、「道路・交通・通信・港湾」（40.5%）と「市街地再開発」（20.0%）（これに「防災用市街地整備」（14.0%）が加わる）である。後二者で事業費の74.5%が占められている。これがアッパーミドル層を重視した「職住近接」＋「ゆとり」＋「防災」イデオロギーの具現化してきている様と指摘（進藤1999）されているポイントである。

ところで、こうした状況下、都市計画畑の研究者が「そのけ、そのけ防災が通る!! とばかりに仕事がしやすくなった」と語っていたのが印象的である。震災後、上述した「重点計画」と密接に関連して、あるいはその一部を構成して、防災部門から「防災都市づくり推進計画」（1997年）等が著されてきたことを、ここでは指摘しておきたい。そしてそこに「事前復興」という概念が取り込まれていることを。震災直後に防災工学研究者らが、被災地を復興することの難しさを痛感して「仮説的『事前復興都市計画』」を言っていた。「災害が起こる前に考え準備しておくことは、事後の都市復興における迅速性・即効性を確保するとともに、諸施策・計画の総合性とその過程での住民参加をより実効性のあるものにするはずである」、という仮説を彼らは提示していた。彼らは阪神・淡路大震災を調査して、そして現地の復興に直接的に携わりながらこれを広く発言していき、東京都庁でも講演を行った。そしてこれを受講した都市官僚が、この「事前復興」という概念を独自の論理において解釈（曲解）して従来の東京都の都市政策に接続（接ぎ木）したのであった。すなわち、防災工学上の仮説としての「事前復興」概念を、東京都独自に展開・蓄積を見ていた「防災まちづくり」の延長上に位置づけ、主に木造老朽家屋のクリアランスの大義名分としたのである。これまで東京都では、「地域危険度の公表」（1975年）、「防災生活圏構想」＋「都市防災施設基本計画」（1981年）、「地震に関する地域危険度（第三回）」（1993年）と、防災都市づくりを推進してきていたが、阪神・淡路大震災の家屋倒壊・延焼が木造老朽家屋で起こったとのデータをもとに、独自に解釈した「事前復興」という概念をそこに接ぎ木して、「木造住宅密集地域」を「重点整備地域」（25地域）として指定する「防災生活圏」構想を盛り込んだ『防災都市づくり推進計画』（1997年）を著した。そこでは築25年以上の木造住宅が「木造老朽家屋」と定義され、それらを更新して「不燃領域率」を高めるべきとして、都庁内の部局の壁をこえて、さらに各区・多摩8市・東京消防庁を加えて「防災都市づくり・木造住宅密集地域整備促進協議会」が結成されるに至る。

防災を名目として再開発事業が制度化され、多くの木造家屋が更新されることが決まった。そこに住み働く人々はどうか処遇されるのであろうか。上述の新保守主義都市化戦略批判として出てきたように、国では、手続き面での迅速化・簡素化、内容面においての市場（民間事業者）援助をするから、居住者は説得（立ち退きの同意取り付け）の対象と指定されて、結果的にそこから駆逐されていくこととなる。古い木造住宅が瀟洒なビルに更新され居住階層も入れ替わってジェントリフィケーションが進めば、結果的に災害に強い街ができあがるのかもしれない。従前居住者は都心外延（郊外）に駆逐されることとなるが…。

都心回帰プログラムであれ、防災生活圈構想（事前復興）であれ、新保守主義的都市化戦略の一貫としての都市構造改編であることがわかってきた（大矢根 2005）。

阪神・淡路大震災の教訓を再開発事業の促進に誘導して見せた東京都の戦略は、各種規制緩和（容積率の緩和、外資参入条件の緩和）の法改正を導き、結果的に国の戦略（五全総）に後支えされる形で公認されてきた。

1 - 3 . 北京の都市リノベーション

それでは現在、北京で行われている「胡同・四合院」再開発はこの都市リノベーションという概念で読み解くことができるのであろうか。今回の報告ではこの問題に取り組んでいる中国社会科学院・都市発展与環境研究中心の知見を披露していただき、フロアから意見を拝聴したいところであったが制限時間の都合でなし得なかった。私が用意した論点としては以下の数点があった。

- ・2008年北京オリンピック開催に向けたナショナルプロジェクトとしての都市改造改編の一環であること（日本では五全総・都の防災都市づくり推進計画）。
- ・再開発の対象の胡同には「危険老朽家屋」という概念化がはかられていること（東京では築25年超の木造家屋を「木造老朽家屋」と定義し直し「不燃領域率」を高めるための再開発事業の対象としたこと）。
- ・結果として街区のジェントリフィケーションが進みつつあること（北京では等価交換で得られる補償金では三環路以内に住むことは難しいこと）。
- ・大規模ビル建設施行における外資参入の可能性は北京ではいかに担保されているのか、いないのか。
- ・立ち退き対象者に対する公私の眼差しはいかがか（居住権という基本的人権がいかに尊重されているのか）。
- ・直接的な被災経験の影響はいかばかりか（阪神・淡路大震災に際しての事前復興概念化と唐山大地震に際しての大雑院化）。

2. 「胡同・四合院」研究の現在地点

こうした論点において日中比較研究が可能かどうか検討するために、昨今の「胡同・四合院」再開発をめぐる関連諸領域の研究の展開について2～3紹介しておきたい。

2-1. 建築学・生活空間学

中国から神戸大学（震災復興を契機にドラスティックな街並み改編が進む神戸では、こうした研究がことさら盛んである）に留学している大学院生が、歴史的資料（「乾隆京城全図」（1750年）と「北京市街巷図（1996年）」）を素材に、胡同の展開過程を「グリッド状街区の分割過程」としてGISデータとして提示しながら、「基準宅地分割パターン」を示している。明代の伝統的な大きな四合院とそれによって位置づけられる「東西胡同」に、清代になると少しずつ雑院化が進む中でそれら東西胡同がいくつか分割される際に出てくる「南北胡同」、そして国共内線・解放直後の袋小路（「死胡同」）の発生が指摘されてきた。

こうした胡同によって囲われる四合院の中もまた、次第に雑院化・大雑院化していくのであるが、当研究ではそれは純粋に建築学的な「基準宅地の分割パターン」として整理して提示するにとどまる。

2-2. 都市居住に関する法・制度的アプローチ

それではそこで生活をする人々にとって、胡同や基準宅地の分割とはいかなることであったのか。それについて熊田は、都市での住まい方を規定する法律的・制度的枠組みを再検討して見せている。

(1) 解放後の都市計画・都市建設

① 解放直後（1949年）

北京は国共内戦の中で1949年、開城交渉を経て無血開城された。解放直後の都市建設として、政治施設建設が行われ、都市環境整備（ゴミと糞便のヤマの処理、寺院・病院に安置されたままの棺を郊外の墳墓に埋葬）、社会資本整備（水系の堆積物による衛生問題、下水道整備）が実施されたが、これは基本的には既存施設が放置され使用不能あるいは機能しなくなっていたものを修繕することであった。

② 「54年要点」・「57年計画」

中華人民共和国成立に先立って成立していた中共北京市委員会・北京市人民政府が、1949年5月、北京市都市計画委員会を組織し（委員会主任は歴代市長が就任）、1954年に「北京市第一期都市建設計画要点（通称：「54年要点」）」を制定・実施して、首都の行政中心を内城におき、旧城区再開発（幹線道路上に高層建築）に重点を置くなどとした。次いで

1957年、「北京市都市建設全体計画当初計画（通称：「57年計画）」が提出され、この「54年要点」と「57年計画」をもって、北京の経済都市建設、工場建設の志向が明確になり、古都北京の文化財保護を意識はするものの修繕経費・交通障害などを勘案して、城壁撤去に動き出し、城壁跡に環状道路である二環路、城壁下に地下鉄が建設された。

③ 大躍進期（1958－1965）

北京市から提出された「57年計画」の一方で、中央政府では農村人民公社の決議がなされたため、「三大差別」（工業と農業、都市と農村、頭脳労働と肉体労働）の撤廃が都市計画の中に盛り込まれることとなった。すなわち、都市構造上の分散集団式配置、既成市街地の開発を抑制して近郊・衛星都市の発展、居住区組織としての人民公社の原則である。

この時期、北京の外観は大きく変わった。一つは天安門広場の整備であり、二つは郊外におけるダム建設であり、市内中心地区の環境悪化である。土法製鉄により鉄鋼が飛躍的に増産された。北京市内では中心地区、住宅地区内における無秩序な工場の進展により都市環境がひどく悪化した。

この50年代の大躍進の失敗を受けて1961年、鄧小平らが直接指導して「北京都市建設総括草稿」が作成され、計画的な都市建設（公害問題の把握、住宅地域の環境問題。新市街地のまとまりのなさ、衛星都市建設の拡散。旧城区改造の遅れ）が求められることとなった。

④ 文化大革命期（1966－1976）

文革開始とともに1967年1月、北京の都市計画は暫時停止された。孔廟などの文化財破壊が始まった。68年10月には北京市都市計画管理局は廃止され、市内の計画・建設は無規制・無政府状態に陥った。危険・汚染排出工場が住宅地内に建設され、数10平米の簡易住宅が造られた（贅沢だとして厨房・水道・便所の建設は許されなかった）。

しかし林彪死後（1971年）、周恩来の指示により北京の計画機構は復活する。しかしながら市から提出される報告書等は政治の動きに翻弄され棚上げされることとなり、74年、労働者住宅や生活関連サービス施設の不足が極限に達し、75年、統一計画・統一管理の必要性が認められ、都市発展規模の抑制が指示された。

⑤ 改革・開放期（1977－1987）～「全体計画」と「十条恢復」

1976年以降、文革の清算が行われ、1982年、「北京都市計画全体計画（通称：「全体計画）」が編成され、「中共中央と国务院の北京都市建設全体計画案に対する意見（通称：「十条恢復）」が正式に下達された。北京を政治・文化の中心と位置づけ、都市規模をコントロールし、既成市街地を再開発し、近郊を積極的に発展させ、古都の風貌を守り、生活関連施設の充実につとめることなどが明記された。

⑥ 都市計画法の制定（1990年代以降）

1988年、都市建設に市場メカニズムを導入することを謳った「土地管理法」が制定され、翌89年には「都市計画法」が制定されて、都市計画が国法上の基礎を持つこととなり、「私営経済の促進規定」、「土地に関する規定」について憲法の修正も行われた。これらにより、都市の土地は国家的所有に属するが、土地市場が登場し、土地所有権譲渡制度を利用した土地市場が加熱し、現在に至る。

（2）胡同・四合院の民居

次に、これら法・制度、計画の大系を民居に関わらせて考えてみる。

元朝の大都では広い道路によって城内が50余りの坊に分けられていて、そうした道路の両側に対称的に、一つの坊の中が小さな胡同に分かれていて、都市が碁盤の目のように構成されていた。そこに大・中・小、様々な規模の四合院が形取られ、この数百年の間に王・公・貴族、高官から官吏・兵士、民衆まで様々な階層が混住してきた。

歴史的には、皇城の護衛などの目的で、他民族を外城に移転させたりしたこともあり、1911年の辛亥革命発生までは、内城に漢民族は居住することができなかった。内城は東城と西城に分かれていて、東城には王府井などの商業地区があつて裕福な商人が多かつたこと、西城には国家の行政機関が多くて高級官僚が多く住んでいたこと、外城には宣武と崇文の両区があつて平民が居住する雑院（ごく小さな四合院）があつて、その住民の多くは小商人や大道芸人であつたこと（技や芸を持っていたため社会的地位は低くとも食には苦労しなかつた）、一方、北部には貧しい人が集住していたことから北京市街全体は「東富西貴」・「南賤北貧」（李2001, p. 39）などと呼ばれてきた。

以下、李（2001）にならい、熊田（1998）の法制度整理を盛り込み、解放後の胡同・四合院の位置づけを概観しておく。

① 解放後（1945—1948）

1945年、日本軍が引き上げた後、国民党が北京を接収管理して、日本人が残した四合院を低価格で販売した。多くの住民が国民党政府から高級四合院を購入し、また、1948年解放直前、国民党高級官僚が台湾に引き揚げた時もまた、四合院の家主が大きく変わった。こうした状況は以下の各法制度による。解放後49年から52年までに不動産の総登記が行われ、不動産の権利を確認し、日本、国民党、反革命分子などの処理を行なつて所有権証を発行したこと、公的不動産についても53年、「北京市公有家屋管理暫定弁法」が市人民政府により発布され、旧政府・日本関係の家屋を接収・管理したこと。

② 個人的賃貸住宅経営の禁止

1956年から個人による賃貸住宅経営が禁止され国家による賃貸住宅経営が開始された。これは1953年から行われた商工業に対する社会主義改革の一環で、私的な経営を国有化するものであった。

1958年、公共家屋家賃の不完全な標準を訂正し、平方米あたり月額を中有高層建築、行政・文教機関等、企業、住居別に定めた（通称：「58標準」）。この安い賃料の結果、この金額では解放時の方針「以租養房」（賃料で家屋を維持する）ができなくなり、住宅の質の低下に拍車がかかることとなった。このような住宅事情の悪化にともない、1963年には華僑向けに分譲住宅が造られ始め、これが住宅商品化のさきがけとなった。

城区では15部屋、225平米以上の賃貸家屋の経営を国家が統一的に行い、住宅の所有権を持つ家主に賃貸料の20～40%を固定取分（租息）として交付することとなった。

③ 文化大革命：個人住宅の接収

北京市住宅管理局が多くの個人住宅を接収した。四合院から一世帯が引っ越すとそこには数世帯が入り、勝手に増築し四合院が大雑院と化していった。また、相互に監視・密告が行われ人間関係・近隣関係が悪化した。

1966年、固定取分の交付が停止され、賃貸家屋は全民所有制になった。北京市で接収された私有家屋は50万戸あまりで、そのうち家主の自己居住用は27万戸、賃貸用は23万戸、とくに締め出された家主の自己居住用は8万戸にのぼった。

文革以前の「58標準」により賃貸住宅のメンテナンスが難しくなっていた所に、文革時の粗悪な増改築が重なり、さらに唐山地震（1976）による家屋被害がこれに加わり、市街地の住環境は劣悪になっていった。

④ 個人所有住宅所有権の返還

文革後1978年、北京市では「個人家屋占拠の機関、企事業単位の迅速な退去に関する通知」を発し、これが1982年から実行され、1984年末までに所有権返還は49万戸、87年末までに不当占拠された自己居住用家屋の明け渡しは76.8%となった。

文革時に接収された個人住宅には自家用住宅と賃貸住宅があった。自家用住宅は返還されたが、賃貸住宅については住人付きで返還が行われた。建物の所有権は持ち主に返還されたが、賃貸住宅経営は住宅管理局が行うとする従来の経営体制のまま、建物の所有者に支配権や経営権はなかったため、文革後もそこに居座る居住者を追い出すことができなかった。その後も現在に至るまで、住宅管理所が経営する居室に勝手に工場が造られ（雑院の隣の部屋が工場になってしまった！）、固定取分（租息）が支払われないままという状況があちこちで現存している。

⑤ 1990年代以降

1986年、市政府が「都市私有家屋売買価格及び単位借り上げ私有家屋賃貸料管理に関する暫定規定」を發布したことで、家屋売買賃貸市場はますます加熱していった。

所有権を取り戻した居住者は、高騰を続ける賃貸料に目をつけ、そこを賃貸に出し、自分たちは郊外の安い広いマンションに住んでタクシーやマイカーで通勤してくるという形を取る者が増えてきた。賃貸の相手は外資系企業に勤める外国人なども多く含まれる（大矢根 2004）。

2-3. 菊兎胡同（高層四合院化への取り組み）～社科院・李国慶氏の現地調査の知見

都市における住宅関連の法制度の変遷に翻弄されながらも人々はこの60年をコミュニティで生き抜いてきた。その一つの胡同、一人の生活を追った李国慶氏の聞き書きがある。報告では李国慶氏にスライドを用いながらその胡同をご紹介いただいた。紙幅の都合でここでは紹介できないので、李国慶（2001）を翻訳紹介した大矢根（2004）を参照していただきたい。

2-4. 社区营造（コミュニティづくり）に関する都市社会学的研究

雑院の劣悪な生活環境を改善しようという取り組みは、基本的には居住者みずからの発意が地域組織を介して北京市政府に伝えられることで始まる（李国慶氏の紹介した菊兎胡同の李福増さんの事例）。この中国独特の地域組織（社区）について理解を深めておくことが胡同・四合院調査では不可欠である。また、本報告の後、3/16、3/17に企画された現地視察においても、いくつかの社区を訪問したが、その構造と機能については日本の町内会・自治会のアナロジーでは把握しきれない多様な論点が包含されている。倉田・殷（1999）が中国の社区の履歴、構造と機能についてきわめて的確にまとめてあるので、それを一部引用して紹介する。

① 社区の前身

中国では歴史的に都市には比・呂・族・党などの地方行政組織に相当するような組織が存在していて、農民五世帯を「伍」、十世帯を「什」等と称し、明、清代には里甲制、保甲制を施行して大中都市で市轄区の政権組織が整備されていた。

② 都市の末端組織「街道」・「居民委」

共産党による建国以降はこれら都市の末端組織を「街道」・「居民委」などと称した。保甲制度を廃したものの1950年代初頭まで統一の名称の設定は遅れていた。1954年第一回全国人民代表大会で正式に「城市街道办事处組織条例」・「城市居民委員会組織条例」が交付され、全国にわたる都市末端組織が統一された。

街道は市轄区・人民委員会の派出機関で人口10万人以上の市では設置が義務づけられた。管

轄範囲は公安出張所の管轄と一致し、任務は市轄区の指示した事項の処理で、居民委を指導して住民との架け橋となることとされた。幹部は市の人民政府から派遣され、運営経費と給与もそより支給された。世帯数は100～600が目安とされた。任務は住民の福利厚生に関わること全般で、住民の意見と要求の反映、法律の遵守、治安管理、住民官トラブル調停、文化教育、衛生などであった。

③ 人民公社化

ところがこの組織条例発布からわずか4年で「大躍進」・「人民公社化」運動が起こり、街道・居民委は「人民公社」とその「支社」に改編され、住民サービス事業は中断し集団企業に力点が移された。

都市では職任分離が進んでいるので人民公社化は困難と判断され、1962年、63年と二度検討会議が開かれ、もとの街道・居民委が回復した。

④ 文化大革命期

ところが文革期にはこの組織は機能不全に陥った。街道・居民委はそれぞれ革命委員会を設立させられ、この基層組織は政府の宣伝道具としてのみ機能させられ、幹部は攻撃と批判にさらされ心身共に傷ついた。

⑤ 社区服務と社区建設

文革後の1978年、第五回全人代で発布された新憲法で改めて街道・居民委の組織形態が明確化され、街道は区政府の派出機関であって、居民委は大衆性を持つ自治組織として街道の指導のもとで職務を遂行することとされた。

そして1987年、改革開放が全面的に展開されるようになった時期に国家民政部が都市住民生活サービスに関する座談会で「社区服務」という概念を打ち出し、社区服務を都市の区政府と街道弁事処の日常事業の重要な一項目と定めた。これにより全国都市部で社区服務活動が様々な形で盛んに行われるようになった。

ところが、この概念だけでは現実の活動内容を包含できなくなるような諸矛盾が噴出してきたため、1991年国家民政部から「社区建設」という概念が提出され、そこには中国固有の社会主義建設理論すなわち中国近代化の指導方針に基づく都市経済、政治、文化、環境、教育、保健など多くの分野が含まれることとなった。

当初の社区事業と比べ、90年代以降の社区建設の特質は、社区にかなり自主性が付与されたことで、社区独自の資源（土地、企業、人等）を社区発展のためにある程度まで自由に利用することができるようになった。以前、街道は区政府の派出機関でありながらも実際の活動はほとんど住民間のトラブル調停等些細な事に過ぎなかったが、社区建設が打ち出されてからは、街道にかなりの権限と自主性が付与され、地域のリーダーとなるようになった。

3 . 胡同・四合院、街道・社区の現地視察

3 / 16 午前中に椿樹社区、同日午後に菊児胡同を李国慶氏の紹介・アレンジで訪問した。

3 - 1 . 椿樹社区

ここは古い胡同・四合院を再開発して高層マンション化した社区で、2,335 世帯、1 万人弱の人口を抱え、8つの社区に分かれている。北側の9棟は、再開発前の従前居住者が比較的狭い部屋の集まる棟に住んでいる。南側の9棟のうち7棟はかつての単位制度の状況を反映して全人代やエネルギー関連の仕事に就く人が多く住んでいて、残りの2棟は9,000 元/㎡で市場に出している。

50~100 世帯で小区をつくり、一小区から3~5人の住民代表を選ぶ（居民代表大会で投票）。社区の中には5つの小委員会がある（服務福祉委員会（リストラ者の再就職援助も）/治安民事調整委員会/計画出産衛生委員会/文化体育科学技術委員会/共建協調委員会（店舗の加入））。

街道は行政単位ではないが独立した予算を持っていて、街道から社区に資金がわたり様々な活動が行われている。街道委員は専任で給与が支払われ、現在では試験により選抜される。定年（55 歳）を二年後に控えた精力的な街道委員（女性：文革時には下放も経験）と新婚ホヤホヤのこれまた女性の社区委員（解放軍通信隊からの転職で試験を経て委員に就いた）が、この北京第一号の合併社区（2001 年、三つの居民委員会が合併）における社区建設について、精力的・献身的に尽力されているさまがヒシヒシと伝わってきた。

3 - 2 . 菊児胡同

北京の旧市街・中心地、東城区の文化財保護地区に位置するこの古い街並みについての詳細は大矢根（2004）に、李国慶氏ら中国社会科学院の詳細な現地調査（中国地域社会近代化研究会（李国慶ほか）2001）を抜粋・紹介してあるのでそれを参照頂きたい。



椿樹園社区を訪問(2005.3.16.am)



菊児胡同社区を訪問(2005.3.16.pm)

中国では現在、北京五輪に向けて都市インフラの近代化建設を推進していて、多くの古い街並みが再開発事業の対象となっているが、中にはこの菊児胡同のように文化財保護地区に指定されてその大波から生活が守られた地区もある。北京中でこうした急激な街並み改編に対する従前居住者の反発の声が聞かれるが、逆にこうした保護地区においても街並みのリハビリまでもが規制されてしまって老朽化した家屋の再建すらままならない不自由を訴える声も多く聞かれる。



小金糸胡同(保存街区)を訪問(2005.3.17)

ここ菊児胡同では、こうした再開発事業の大波の前、今から15年も前に、老朽化した街並みのリハビリを居住者自らが自主的に発案して国・市政府に掛け合い、それに研究者が知識・技能を提供してそれを実現してきたという経緯がある。清華大学建築学科が参画して、伝統的な四合院の雰囲気を損なわないよう、平屋のそれを3階建てに高層化して近代的な建材・工法で再開発した。92年には国連の「1992年度国連人居奨」、「アジア金奨」を受賞している。

3 - 3 . 保存胡同の生活拝見 (3 / 17 現地視察)

3/17 午前中に、保存街区の胡同の一つ小金糸胡同の武亦文氏(元・社会科学院考古学研究所研究員)のお宅を訪問した。紙幅の都合で詳細は紹介できないので、大矢根(2004)を参照頂きたい。

最近ではこうした胡同・四合院のお宅と観光会社が契約を結び、お宅拝見ツアーが企画されていて、こうしたお宅訪問は、天安門・故宮、それに万里の長城、食事は北京ダッグという定番に飽きた「通」には好評のようである。今回はその一つを利用して、私の懇意にして頂いている武先生のお宅を訪問した後は、近所の別のお宅で北京の家庭料理の昼食を用意して頂いた。まだまだ寒い北京の街であったが、お宅の中は練炭ストーブを使ったスチーム暖房で暖かく、それに民居での心づくしの昼食に若干のビールも入って、なごやかな温かい時間を過ごすことができたのではないかと思います。

中国では多くの男性が厨房に立つ。この日も我々10人にもものぼるかという一行がお宅を訪問するというので、ご主人は仕事を休んで正装で腕をふるってくれた。

4. むすびにかえて～災害社会学（環境変動論）の一環としての胡同・四合院再開発研究

このところ自然災害が頻発している。新潟県中越地震（2004. 10. 23）、スマトラ沖地震・津波（2004. 12. 26）、福岡県沖地震（2005. 03. 20）、などなど。災害社会学を専攻する私にとっては、なさねばならないことが眼前に山積していて、自らの非力さを恥じる毎日である。

ところで、こうした自然の猛威によって慣れ親しんだ社会関係を喪失する苦しみは、例えば家や近隣関係を喪失する苦しみとのアナロジーで把握する視点を措定すると、その理解が一気に豊になるように思う。そこに生活を賭ける人々にとって、その直接の作用因はなんであれ、生活を失うつらさやそれを取り戻す労苦には共通するものがあるのではないか。特に昨今の自然災害、例えば震災、火山噴火、風水害後の生活再建の労苦は、その過程に共通する都市計画事業の非人道的側面という共通因子に規定されていることが明らかになってきている。

二度と同じような惨禍を繰り返さないために、世間では「復興」が唱道され、被災者が望む「復旧」（生活再建）は反古にされる。被災者の目には、自然災害の後に都市計画事業という人災が襲いかかってくるように見え、その労苦は自然災害発生の数ヶ月後から十数年間継続するのである。

北京で今起こっている胡同・四合院の再開発と阪神・淡路大震災の復興都市計画事業と、東京で進む都心回帰プログラムと…。古今内外の無数の事例を、その影響を蒙る被災者・生活者の視線で再構成・再解釈する社会学的試みをしばらく続けてみたいと思う。

参考・引用文献一覧

- ◇大矢根淳訳 (P. A. Sorokin) 1999 『災害における人と社会』文化書房博文社。
- ◇大矢根淳 2003 「都心居住者の生活空間と生活選択～インナーエリアにおける居住空間リノベーションをめぐる」『専修人文論集』第72号。
- ◇大矢根淳 2003 「'03 旧正月・北京『胡同・四合院』踏査報告Ⅰ」『専修社会学』No. 15
- ◇大矢根淳 2004 「'04 元宵節・北京『胡同・四合院』踏査報告Ⅱ」『専修社会学』No. 16
- ◇大矢根淳 2005 「災害と都市～21世紀・『地学的平穩の時代の終焉』を迎えた都市生活の危機」藤田弘夫・浦野正樹編『都市生活とリスク：豊かな生活を求めて』東信堂。
- ◇熊田俊郎 1998 「北京の都市改造とその理念および制度—社会主義都市における計画から市場へ」『駿河台法学』第12巻・第1・2号。
- ◇倉田和四生・殷秀 1999 「中国における都市市区の構造と変動」『社会学部紀要』No. 83。
- ◇進藤兵 1999 「第三次東京改造か？～新しい千年紀に向けての新保守主義的都市化戦略の分析」『東京研究』（東京自治問題研究所）No. 3。
- ◇中国地域社会近代化研究会(李国慶ほか) 2001 『北京市の近代的都市建設と住民生活条件の整備及び文化遺産に関する提言報告書』。

- ◇鄧奕・布野修司 1999「北京内城朝陽門地区の街区構成とその変化に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 526 号。
- ◇鄧奕・布野修司・重村力 2000「乾隆京城全図にみる北京内城の街区構成と宅地分割に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第 536 号。
- ◇Beijing Struggles to Shelter Low-Income Buyers／Restoreing the Splendour of the Capital's Imperial City, Business Beijing, April, 2005, No.105.
- ◆胡同・四合院や今回の専大社研の現地視察等について私のHP (<http://disasterjune.com>)に適宜アップしていきます。ご覧になってください。

(3) 中国中小企業の国際化

「小さな」世界企業からのメッセージ

復旦大学 張 浩 川
(旧 専修大学)

最近、「做大做强」(大きくしよう、強くしよう)、「走出去」(世界へ)といった掛声のなかで、多くの中国企業が海外進出を果たした。本文は、「小さな」世界企業の紹介を通じて、世界市場を視野に入れ始めた中国中小企業に有益な示唆を与えればと考える。

・中国中小企業の概況

1 . 中国中小企業の重要性

今日、中国中小企業の企業数は、1,000 万社を超え、全企業数の 99%以上を占めるといわれている。つまり、中国は、世界最大の中小企業大国の一つであるとも言える。現実では、改革開放という社会主義計画経済から社会主義市場経済への大転換で、中国中小企業は、常に先頭に立ち、牽引役として、活躍してきた。国有企業の改革は、真っ先に国有小企業から始まった。外国資金の誘致と外国の技術の導入で知られた三資企業の 90%以上は、中小企業である。農村地域に立地し、一躍世界の脚光を浴びた郷鎮企業も、殆ど中小企業である。また、公有制との共存を中国社会に認めさせたまで急成長した私営企業においても、中小企業は、圧倒的な数的優位を作り出した。要するに、これからの中国において、経済発展のみならず、社会全体にとっても、中小企業の問題は、避けられない課題となっている。

2 . 中国中小企業の史的変遷

1949 年中華人民共和国建国以来、中国の中小企業は、「建国からの経済再建」(1949～1977 年)、